

**青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例により所要の規定の整備を行った多摩川モーターボート競走場従事員の給与の種類および基準に関する条例について、追加の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例の一部を改正する条例**

青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 項を次のように改める。

（多摩川モーターボート競走場従事員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

6 多摩川モーターボート競走場従事員の給与の種類および基準に関する条例（平成 25 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号。以下「地方公営企業等労働関係法」という。）附則第 5 項において準用する地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38

条第4項の規定にもとづき、多摩川モーターボート競走場従事員（以下「従事員」という。）を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定にもとづき、多摩川モーターボート競走場従事員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、多摩川モーターボート競走場の業務に関し、同法第22条の2第1項第1号の規定にもとづき、必要に応じて期間を定めて雇用されるものをいう。以下「従事員」という。）」に改める。

第2条を削る。

第3条第1項中「基本賃金」を「給料」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「基本賃金」を「給料」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「170円」の次に「まで」を加え、「規則」を「規程」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「青梅市長（以下「市長」という。）」を「青梅市モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）」に、「規則」を「規程」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「規則」を「規程」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条中「基本賃金」を「給料」に、「市長」を「管理者」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「規則」を「規程」に改め、同条を第11条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。